

秋田県福祉相談センター活動室貸出要領

1 目的

この要領は、秋田県福祉相談センターの活動室の適正かつ効率的な活用を図ることを目的とする。

2 利用対象者

- (1) 障害者団体（個人含む）及び福祉関係団体で福祉相談センター所長が適当と認めた者
- (2) その他福祉相談センター所長が適当と認めた者。

3 利用時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

4 利用承認

- (1) 活動室を利用する者は、活動室利用申請書を福祉相談センターに提出し、承認を受ける。
- (2) 福祉相談センター所長は、申請に対し、速やかに利用の可否を決定し、申請者に通知する。

5 利用の不承認

- (1) 飲酒を伴うものや興業及び営利を目的とする利用の場合
- (2) 活動室の管理上支障があると認められる場合

6 利用の取り消し等

福祉相談センター所長は、活動室の管理上支障が生じると判断したときは、活動室の利用を制限し、若しくは承認を取り消すことができる。

7 その他

活動室を利用した団体等は、利用した備品等の整理整頓を行うこと。

附則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。